

前橋市立第五中学校 部活動に係る活動方針

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部（常設13部・期間限定2部）、文化部4部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

【運動部】 ※男女の記載については、大会エントリーを基準とする

野球部、ソフトボール部（女）、サッカー部、卓球部（男）、バスケットボール部（男女）、バレーボール部（女）、ソフトテニス部（男女）、陸上部（男女）、剣道部（男女）
駅伝（男女）（活動期間が限定される）

【文化部】

吹奏楽部、自然科学部、美術部、茶道部

(2) 休養日及び活動時間、朝練習について

①週当たりの休養日の設定

・週2日以上休養日を設定する。（平日に1日（原則、月曜日）、土・日曜日のいずれか1日、計2日以上とする）

※ 詳細は各部活動ごとの活動計画による

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日の設定

・①と同様とし、夏季休業中における完全休業日、12/29～1/3は休養期間とする。

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業日、12/29～1/3に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③活動時間

・平日は、2時間程度とする。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）は、3時間程度とする。

・大会参加や練習試合等でやむを得ず活動時間が3時間以上となる場合は、生徒の健康管理に十分に配慮して休養時間を適切に設定し、無理のない範囲で活動する。

※ 駅伝部については、休業日に練習を行う場合には、1時間程度とする。

・月ごとの活動終了時間や完全下校時間は以下とする。

時 期	通 常		延 長	
	部活動終了	完全下校	部活動終了	完全下校
4 月～9 月	18：00	18：15	18：30	18：45
			4 月～9 月は朝練習をした場合は延長はできない	
10 月～11 月・3 月	17：30	17：45	18：00	18：15
12 月～2 月	17：00	17：15	17：30	17：45

・部活延長については、顧問の指導がある場合にこれを認める。

④朝練習

- ・保護者の理解が得られ場合に、希望者のみ参加できる。また、必ず顧問の指導のもと行う。
- ・活動時間は、7：40～8：10とする。

※駅伝部の活動については、朝練習を実施できるものとする。（7：40～8：10）

3 経費

- （1）活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- （2）各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

4 部活動への入部・退部

（1）入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

○2，3年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

- ①担任から入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ④保護者印、担任印が押印された入部届を、生徒が顧問に提出する。

○1年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

- ①部活動説明会を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ⑥保護者印、担任印が押印された入部届を、生徒が顧問に提出する。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) (部活動指導員・) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、(部活動指導員や) 外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

7 その他

生徒の健康・安全・体力・学習・家庭生活等を考慮し、次の場合は、学校の実態に応じて、練習等行わない期間を設定する。

- ・ 定期テスト前の定められた期間及び最終日を除く期間中
- ・ 泊を伴う行事の前日・荒天・災害等で影響のある期間
- ・ その他、校長の定める期間